

議題 1

令和2年8月26日
総務部学事課

指定学校変更許可基準の改正について（報告）

複数の小学校及び義務教育学校、又は中学校及び義務教育学校を設置する市町村の教育委員会は、就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならない（学校教育法施行令第5条第2項）が、相当と認めるときは、保護者の申請により、指定した学校を変更することができる（同施行令第8条）。

本市では指定学校変更許可基準を設け、この基準のいずれかの事由に該当する場合に指定学校の変更を許可している。

この指定学校変更許可基準を、令和3年度以降の入学等に係る申請を対象に、以下のとおり改正した。

1 事由の追加

過大規模校が指定学校で、その隣接校に入学したいため（新入学生の場合で、空き教室がある等、学校教育活動に支障がない学校への変更に限る。）

(1) 追加理由

過大規模校（31学級以上の学校）ではなく、その隣接校へ入学することを認めるため。

(2) 対象者

本市が指定する過大規模校（令和3年度就学予定者については、井口小学校、川内小学校、祇園小学校、山本小学校、春日野小学校、伴小学校を対象とする。）が指定学校になるため、隣接校への入学を希望する就学予定者

2 事由の変更

変更後	通学区域外の児童生徒を募集している学校に入学または転校したいため
変更前	いきいき体験オープンスクールの決定を受けたため

(1) 変更理由

特色ある教育課程を編成し、通学区域外の児童生徒を募集している小中一貫教育校への就学を希望する者の就学を認めるために、「小中一貫教育校への就学を希望するため」という事由を追加する必要があるため。

なお、従前の基準に、「いきいき体験オープンスクールの決定を受けたため」という事由があり、通学区域外の児童生徒を募集しているという点で小中一貫教育校へ就学する場合と同様であるため、「通学区域外の児童生徒を募集している学校に入学または転校したいため」という共通の事由に変更した。

(2) 対象者

小中一貫教育校への就学を希望する者（就学時の学年は不問）

【参考】

○ 指定学校変更許可基準

事由
○ 住所移転予定地の学校へ入学または転校したいため おおむね6か月以内に転居が決まっているため、あらかじめ転居予定地の指定学校への通学を希望する場合
○ 学期・学年中途における転居のため 学年の始業の日以降に転居し、年度末まで従前の学校への通学を希望する場合
○ 下校後保護者不在のため（小学生で申請学校区内に保護承諾者がいる場合） 下校後に保護者が勤務等の関係で不在のため、保護者に代わって児童を保護する者（保護責任者）がいる学区の小学校への通学を希望する場合
○ 指定学校に特別支援学級が未設置のため 指定学校に特別支援学級が未設置のため、近隣の設置校へ通学する場合
○ 院内（病弱）学級入級のため 院内学級設置病院に入院し、院内学級への入級することが適当な場合
○ 指定学校変更許可区域に居住のため 指定学校変更許可区域に居住している者で、小学校又は中学校へ新入学又は転入学の際に、許可学校への通学を希望する場合
○ 教育上の配慮が必要なため いじめ、不登校又は身体的理由等やむをえない事情があるために教育上の配慮が必要で、指定学校以外への通学が適当な場合
○ 過大規模校が指定学校で、その隣接校に入学したいため（新入学生の場合で、空き教室がある等、学校教育活動に支障がない学校への変更に限る。） 過大規模校が指定学校で、その隣接校への入学を希望する場合
○ 通学区域外の児童生徒を募集している学校に入学または転校したいため 「いきいき体験オープンスクール」の決定を受けて就学を希望する場合、または小中一貫教育校へ就学を希望する場合

○ 学校教育法施行令（抜粋）

第五条 略

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 略

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。